

平成16年第16回教育委員会記録

平成16年10月27日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年10月27日(水)午後2時00分～午後3時03分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員 長 安本 ゆみ
職務代理者 委員 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博 継
学校適正配置担当部長 上原 和 義 庶務課長 和田 義 広
学校運営課長 馬場 誠 一 学務課長 井口 順 司
学校適正配置担当課長 吉田 順 之 指導室長 松岡 敬 明
施設課長
社会教育長 武笠 茂 中央図書館長 倉田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館次長 清水 文 男

事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石井 康 宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 8 名

会議に付した事件

(議案)

議案第48号 「教育ビジョン(素案)」について

議案第49号 「体育施設の年始開場(試行)」について

議案第50号 第12期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 学校適正配置計画に関する経過報告について
- (2) 杉並区立小中学校適正配置計画第三者委員会の設置について
- (3) 平成16年度区立学校等室内空气中化学物質濃度検査の結果について
- (4) 特色ある移動教室(中学校)の実施について
- (5) 平成17年度南伊豆健康学園入園児童募集日程について

目 次

会議録署名委員の指名について	3
議案審議	
議案第48号 「教育ビジョン(素案)」について	3
議案第49号 「体育施設の年始開場(試行)」について	6
議案第50号 第12期杉並区立図書館協議会委員の委嘱 について	8
報告事項	
(1) 学校適正配置計画に関する経過報告について	9
(2) 杉並区立小中学校適正配置計画第三者委員会の 設置について	11
(3) 平成16年度区立学校等室内空气中化学物質濃度 検査の結果について	11
(4) 特色ある移動教室(中学校)の実施について	13
(5) 平成17年度南伊豆健康学園入園児童募集日程に ついて	14

委員長 ただいまから第16回教育委員会定例会を開催いたします。皆様方にはお忙しいところありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の議事録の署名委員は大蔵委員にお願いいたします。議事日程はご案内いたしましたとおり、議案3件、報告5件となっています。それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第48号『「教育ビジョン(素案)」について』を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明願います。

庶務課長 議案第48号『「教育ビジョン(素案)」について』ご説明いたします。本教育ビジョン(素案)は、現行の教育目標、基本方針に代えて、杉並の目指す教育改革の方針を示すものとして策定するものです。教育ビジョン(素案)について、このあと区民意見提出手続を行いまして、11月11日の広報に載せて12月10日まで意見をいただく。その後、1月の教育委員会で、杉並区教育ビジョンとして決定していく予定です。教育ビジョン策定を受けて、来年度には新しく「新教育改革アクションプラン」を策定することとしています。

それでは中身について、議案に基づいてご説明します。まず1ページ、「教育ビジョンとは」ということで、策定の趣旨、教育ビジョンの位置付け、教育ビジョンの目標期間と3点記載があります。大変恐縮ですが、「策定の趣旨」の最初の1行「教育の原点は～求められています」については記載ミスですので削除をお願いします。

「策定の趣旨」ですが、いま教育をめぐっていくつか危機的とも思われる状況が生まれています。その解決には、すべての区民が、「育て・育てられ」という関係の中で、また、すべての施策を人づくりという視点で見直し、未来を拓く人を育てる教育、自分たちで自分のまちをつくる力を結集し、全体で取り組んでこそ可能です。と記載があります。

その後、人が人として豊かに生きていくことのできる社会は、新たな時代を自ら背負い、拓いていこうとする意欲と自信を持った人、さらには日本の伝統と未来を志向し、豊かな人間性を備えた人によって切り拓かれていくものと考えます。と記載した上で、区が「地域ぐるみで教育立区」を据えたことを踏まえて、これに呼応する形で、豊かな未来に向けて、杉並の目指す教育、教育改革の方針を策定するものとして、記載しています。大変恐縮ですが、「杉並の目指す教育」の後ろに「教育改革の方針」ということで「教育」という言葉を入れていただきたいと思います。

2の「教育ビジョンの位置付け」は、「杉並区教育ビジョン」は「すぎなみ五つ星プラン」、「杉並区子ども・子育て将来構想及び行動計画」との整合性を図って策定するというので、次ページにその関係の図を示しています。

3の「教育ビジョンの目標期間」ですが、21世紀を見据えて杉並の目指す教育。ここも「教育改革」ということで「教育」を加えていただき、教育改革の方針を明らかにし、平成22年度を

目標に、重点的に取り組む施策の方向を示しています。と記載しています。同ページのいちばん上の「杉並区教育ビジョン」のところの「杉並の目指す教育」の後ろにも「教育」という言葉を入れてください。

3ページの「杉並の目指す教育」の「基本的考え方」としては2つございます。1点目は、「未来を拓く人を育てる教育を進めるということで、4つの児童・生徒像を目標に、すこやかさ、しなやかさ、強さをあわせもった「意欲と自信に支えられた信頼できる人」を育てるため、杉並らしい特色ある教育を推進します。と掲げています。

2点目は、自分たちで自分のまちをつくる人々の力を育成することとし、一人ひとりが自主的・自立的に考え行動していくことが必要だと掲げた上で、そのために求められる4つの「力」の総体を「人間力」と捉えて、その力を育成すると掲げています。

2番目の「教育改革の方針」は、この基本的考え方に基づいて、教育を進めるためにさまざまな課題を解決し、教育改革を進める必要があると言った上で、教育改革の成否は、教育を支える教師、教育の場である学校、地域の教育の力にかかっているということで、区は、次の3つの方針を柱に、教育改革に全力をあげることにしています。1つが「教師（師範）」を育てます。2点目が、自立と責任のある学校をつくります。3点目が、地域の教育力を高めます。としています。

4ページで「施策の方向」として、先ほどの教育改革の方針を受けて、4つの方向を考えて、その中で、考え方とそれぞれ取り組む施策の方向を示してまとめています。

1、「学力・体力の向上を図るとともに、豊かな人間性を育てます」として、「徳育」、「知育」、「体育」、「食育」を中心とした特色ある教育を推進し、基礎・基本の確実な定着、基礎体力、運動能力、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間性を培い、規範意識を育てる、として以下5項目の施策の方向を掲げています。

2、「『学校力』の向上により、信頼される学校づくりを進めます」と掲げて、「学校が自ら持つ力」、「地域の支援する力」、「教育委員会の支援する力」の3つからなる「学校力」を高めることにより、「意欲と自信に支えられた信頼できる人」が育つ、信頼される学校をつくる、として4ページから5ページに11項目の施策の方向を掲げています。

5ページの3、「『人間力』を育成し、活力ある地域づくりを進めます」として、「人間力」を伸ばす環境を整え、教育の原点であり、子どもたちの基本的な生活習慣を身につける場である家庭の力と、地域の課題を解決しまちづくりをすすめる地域の力を高め、連携・協働のしくみのもと、活力ある地域づくりを進めるとして4項目の施策の方向を掲げています。

6ページの4、「スポーツ・文化活動を通じた、豊かな地域づくりを進めます」という考え方を掲げて、スポーツが持つ健康づくり、コミュニティづくりなどの機能を活かし、地域ぐるみ、家

族ぐるみのまちづくりにつなげていきます。また、読書や伝統文化の保存・継承などを通じて、人々が自らの力をみがき発揮していくとともに、杉並の魅力の再発見や地域の誇りを育むことにつなげていきます。という考え方を述べまして、5項目の施策の方向を掲げています。

最後になりますが、「教育ビジョンの実現に向けて - 地域主権の立場で - 」という形で、実現に向けての考え方を示しています。

1、「先進的な教育改革の推進」ということで、地域主権の立場で、教育における地域内分権、教育特区の活用など、新たな制度の活用や現行制度の中で最大限の自主性を発揮し、全国に先駆けた教育改革を進めるとしています。

2、「地域の核となる学校づくりの推進」ということで、学校を拠点とした地域の人のさまざまな活動を推進し、地域の核となる学校づくりを進めますと掲げています。

3、「開かれた教育委員会の推進」ということで、教育委員会の地域開催・土日または夜間の開催ということで、区民に身近な開かれた教育委員会を目指すということを掲げています。

最後に7ページ、「教育ビジョンの計画的推進」ということで、本ビジョンに基づいて新教育改革アクションプランを策定し、計画的に進めること、教育立区の実現に向け、区長部局との連携を強め、教育ビジョンを推進します。ということを掲げています。私からの説明は以上です。

委員長 ありがとうございました。ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 私は教育ビジョンを教育立区に基づいて作ることに反対ではありませんが、あまりこういうことを詳しく書くことには賛成ではないです。なぜかと言うと、非常に簡単に書いてあれば、それだけでは済まないから他のことも当然あるだろうとわかりますけれども、詳しく書くと、これ以外に書いてないことはやらなくてもいいのか、重要だと考えていないのかということになりかねないので、基本的にあまりたくさん項目を書かないほうがいいと思います。ですが、これぐらいのものが必要だとおっしゃるならば、それはしょうがないと思います。

具体的なことは、全部いちばん最後のところに書いてあるように、新しい教育改革のアクションプランに譲られていますから、実際にどうするかということは、これからの問題に譲られています。そうしますと、ビジョンという夢のような部分が、実際にどうなるのかということはありませんから、そういう意味ではこの項目が多すぎるか、少なすぎるかについて、あまり多すぎるからやめろということはありません。アクションプランで具体化されてどんどん進められるならば、それは結構だと思っています。

いちばん最初に戻りまして、文章の書き方としては、「教育ビジョンとは」の「とは」というのは要らないと思います。ここは教育ビジョンを書いているのですから「とは」はなくて「教育ビジョン」とする。2の「教育ビジョンの位置付け」の「教育ビジョンの」を取って「位置付け」

にすればいいのです。次ページの「教育ビジョンの目標期間」というのも「教育ビジョンの」を取って「目標期間」とする。全部を通じてローマ数字の は教育ビジョンであるとしたほうが、ずっとすっきりすると思います。

庶務課長 ご指摘の点については、「策定の趣旨」と同じようなことになりますので、ご指摘のとおり直させていただきたいと思います。確認をいたします。最初の柱は「とは」を抜いて「教育ビジョン」。2が「教育ビジョンの」を削除して「位置付け」。3については、同じく「教育ビジョンの」を削除して「目標期間」と修正させていただきます。

委員長 ほかにございますか。スケジュール的には先ほど庶務課長が言われましたが、この教育ビジョン（素案）をここで承認して、区報で区民に周知し、そして、いただいた意見を反映し、再度修正などを行う。それに基づいて、平成17年度からのアクションプランを本年度中に作るのですね。

庶務課長 前段の教育ビジョンを決定するまでの経過はご指摘のとおりです。教育改革アクションプランは平成17年度に策定するというので、2ページの表「(仮称)新教育改革アクションプラン」では、計画年度が平成17年度からと記載していますが、平成17年度に検討して、平成17年度を含む形で3カ年計画を作ります。新教育改革アクションプランの策定は平成17年度中に行うということです。

委員長 素案の段階で、委員の皆様方で協議を開いたり、あるいは個人的に意見をいただいたり、目を通していただいていますので、意見が出てこないのかと思いますが、ほかにありますか。1ページの素案のところですが、両括弧がいますか。

庶務課長 両括弧を付けさせていただきます。

委員長 議案第48号は、先ほど訂正・修正されたことを含め、原案を修正して可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 ありがとうございます。では、修正を含めた文案を基に可決いたします。次に日程第2、議案第49号『「体育施設の年始開場(試行)」について』を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長からご説明願います。

社会教育スポーツ課長 議案第49号『「体育施設の年始開場(試行)」について』をご説明いたします。体育施設の開場(試行)についての概要が書いてあります。こちらに基づきまして説明いたします。

「目的」として、区民がスポーツに親しむ機会、交流の場を一層広げるとともに、体育施設の有効利用を図るため、年始の3日間を試行的に開場するものです。「対象施設」については、高井

戸温水プール、荻窪体育館、下高井戸運動場の3カ所です。開場日・利用時間については、平成17年1月2・3・4日の3日間。利用時間については、午前10時から午後4時までです。

「利用形態等」ですが、高井戸温水プールについては、大人・子供・幼児用の3つのプールを開場します。利用形態としては、個人利用ということで、グループでのコースの貸切り等は設けないということです。利用料金は、通常の1時間単位の利用料金をいただくということです。

荻窪体育館については、体育室・小体育室・武道場の3カ所を開場します。それぞれの使い方ですが、体育室については、個人利用ということで、バレーボール、バドミントン、卓球等の設備を用意して、自由に使っていただくということで考えています。小体育室、武道場については、グループでの利用を想定しています。利用料金については、一般使用の利用料金を適用して、1回当たり大人200円、小人100円と考えています。

下高井戸運動場については、自由利用ということで、開放的な形で利用していただく。特に、正月という季節的なものもありますので、羽根つきやキャッチボールなど親子で楽しんでいただけるような利用の仕方を考えています。グループで場所を占有して行うようなものについては、禁止という形で考えていきたいと思えます。こちらは、利用料金免除で利用していただくことを想定しています。

申込方法ですが、高井戸温水プール、荻窪体育館については、当日その場で申し込んでいただきます。ただし、荻窪体育館の小体育室・武道場については、グループで事前に申し込んでいただいて、申込み多数の場合は、抽選で利用者を決定するというように考えています。なお、今後この試行の状況を見て、他の施設への拡大等について考えていきたいと思えます。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

宮坂委員 利用料金の件なのですが、子供の制限は何歳なのか。プールは幼児も子供も同じなのかどうか。その辺をちょっと確認したいのですが。

社会教育スポーツ課長 中学生以下については、子供の料金という形で適用しています。

宮坂委員 幼児も子供ですか。

社会教育スポーツ課長 幼児についても以下ということで子供扱いです。

大藏委員 従来ここは、開場していなかったということですか。

社会教育スポーツ課長 年始については、1日から4日までを休場日として開いていなかったということです。

失礼いたしました。先ほどの料金ですが、4歳以上中学生までを子供、それ以下の幼児については免除になります。

委員長 料金設定なのですが、この料金は通常料金と違うわけですね。

社会教育スポーツ課長 プールについては、通常の料金です。体育館については、通常は団体で貸切りというのが一般的で、その中で一般利用ということで、卓球台等を置いて自由に來ていただいて利用する形態があります。今回はそれを適用して、1回当たりの料金を設定しています。

委員長 ほかにご意見、ご質問はありませんか。それでは原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 原案どおり可決いたします。次に、日程第3、議案第50号「第12期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。中央図書館次長からご説明願います。

中央図書館次長 「第12期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」の説明をいたします。この議案は、図書館法並びに杉並区立図書館条例及び協議会規則に基づき、図書館協議会の委員については、教育委員会が任命することになっていますので、議案を提出するものです。

委員としては、次の者を委員に委嘱するということで、平成16年10月27日付をもって、次の9名の方を委嘱したいということです。委員の名前は、別表を見ていただければと思います。まず、学校代表の委員ということで小・中学校からそれぞれ1名ずつで2名、大石校長と渡邊校長。社会教育団体から2名、杉並文庫・サークル連絡会の地頭所氏と、女性団体連絡会から原氏。社会教育委員から1名、香月氏。学識経験者から4名、畠山氏、星川氏、糸賀氏、奥坊氏と、以上9名の委員で構成されています。提案の理由としては、任期満了に伴い、新たに委嘱する必要性が生じたためです。説明は以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 全員が任期満了で新任ということですか。

中央図書館次長 全員というわけではなく、一部変わっています。まず、学校代表の渡邊委員、学識経験者で奥坊委員、その部分です。あとは留任という形です。

大蔵委員 図書館協議会はもともと9人なのですか。

中央図書館次長 図書館協議会は、規則上10人以内という形になっています。

委員長 いま言われた2名の方は、任期が10月27日から2年ですか。

中央図書館次長 先ほど申しましたように、図書館協議会委員の任期は2年ですので、継続の方もいらっしゃるけれども、基本的には、今日ご議決いただきました以降2年間ということで、今日から平成18年10月26日までになります。

教育長 9人とも、任期満了日が10月26日ということですか。

中央図書館次長 そうです。

大蔵委員 10人だとすると、もう1人入れる余地があるのですね。入れなくともいいわけですが、10人以内だと。もしあとで1人加えるとすると、どこの分野からお入りになるのですか。

中央図書館次長 図書館協議会委員の規則によりますと、学校推薦が2名以内、社会教育団体からの推薦が3名以内ですので、いまのところ、この団体からあと1名が欠員という状況です。

委員長 補充されるのですか。

中央図書館次長 できる限り、早く補充していきたいと考えています。

委員長 原案どおり可決してよろしいですか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので原案どおり可決します。これで議案が終わりまして、報告事項に入ります。初めに「学校適正配置計画に関する経過報告について」、学校適正配置担当課長お願いします。

学校適正配置担当課長 「学校適正配置計画に関する経過報告について」を報告いたします。たたき台を決定後、学校並びに地域または保護者の皆様方への説明の経過についてです。

資料の「記」書きの下、まず、「通学区域の変更について」ということで、高井戸中学校へ説明会に行っています。これは、9月22日水曜日午後7時から1時間半程度でしたが、出席者の方々が23名と非常に少ない数でした。通学区域の変更の場合は、まだ具体的な区域図をお示しして、いかがかという形で説明をしているわけではなく、これから2年後に向けて、準備を進めるというような話でしたので、若干関心が薄かったかと思っています。

9月1日の広報に掲載をして、区民からの意見提出をお願いしているところですが、現在のところは3件出ている状況です。この通学区域については、来月、高井戸中学校並びにその中学校に入る小学校の皆様方と、検討協議会を立ち上げる予定です。現在、その準備をしていますが、11月からは具体的に実質どういった区割りにするかという論議を検討していきたいと考えています。

2点目、「学校の統合について」。各学校については、杉並第五小学校での説明会を9月29日に始め、現在まで継続しています。記載どおりの内容ですが、杉並第五小学校並びに若杉小学校、神明中学校、それぞれ2回ほど説明をしています。神明中については、10月14日午後7時からと書いてありますが、これは私どもで主催した説明会で、それ以前に9月4日ですが、保護者の皆様方から説明をという要請もありましたので、一度説明をしています。このような内容で説明をしているところです。

資料裏面ですが、ほかにもいろいろ出はいますが、この「説明会で出された主な質疑」のいくつかの論点を拾っています。高井戸中学校においては、通学区域の変更に関して、大規模住宅開発による影響についてというようなお尋ね、ご意見の表明がありました。今回、通学区域を変更するにあたり、未利用地について大規模開発が進行しているというような影響を受けての通学

区域の変更であるわけですが、基本的に大規模開発の容認をしていく、そういったものを認めるからこういうような結果になるのではないかと。まちづくり全体の取組みの中で、そういったものをもっと抑える必要があるのではないかとという意見が寄せられていました。

(2)は若杉小学校、杉並第五小学校でのご意見ですが、当然のように、当該校が統合対象校になった理由、また、現状の学校規模と適正規模の考え方について、統合したあとの学校の位置について。私どもはたたき台の中では、杉並第五小学校を統合新校の位置とご提案し、説明させていただいているわけですが、若杉小学校を中心としたそういった案は考えられないのかというご質問等もいただいています。

統合までの間の学校運営に関して、児童生徒数が少なくなってくる中で、学校運営にあたる影響などについて心配されているというような意見。統合までの間、並びに統合後の児童の心のケア、スクールカウンセラー等の配置等についてもご質問、ご意見をいただいています。

(3)は学校の統合の神明中学校の関係ですが、同じく統合対象校になった理由は何かということ。耐震改築の必要性と改築が困難であることの理由について、診断の評定、また補強ではできないのか、改築はどうしてできないのかといった内容等が多く寄せられています。いきなり統合を考えるのではなく、通学区域の変更、見直しで対応すべきではないかという意見もあります。

今回お示ししていますのは、部分的な統合案ですが、杉並区の全体計画はあるのかないのかといったご質問、またあるべきだというご意見もいただいています。統合までの学校運営、生徒数の減少に対する対応の仕方についてはどうか、というご質問もいただいています。今回、通学区域が中学校の場合、非常に広いので、例えば、神明中学校は非常に東西に広いこともあり、西荻の南のあたりと、いま宮前中学校を基幹として、統合というお話をしていますが、宮前との地域性の違いなど、1つになることへの疑問というお尋ねが強いところです。内容等については以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

大蔵委員 2番目の(5)学校統合についての「宮前中学校、出席者数11名」のところですが、これは受付簿は置かなかったのですか。

学校適正配置担当課長 これはPTAの実行委員会での説明で、もともと宮前中学校の実行委員会は20数名だったと思いますが、その中での説明です。今後、全体的な保護者あての説明会をしていきたいと思っています。

大蔵委員 この次の、杉並第五小学校は何人ぐらいお集まりになったのですか。

学校適正配置担当課長 大変失礼いたしました。これはちょっと名簿の記載が漏れていますが、30名程度だったと記憶しています。

大蔵委員 この統合計画は、基本的に5年間計画で進めることになっていますが、できるだけ早くその5年後のことについても全体計画を立てて、将来どうするかを示してあげれば、皆さんはもっと納得がいくのではないかと思います。お忙しいでしょうが、その先のこともできれば考えていただきたいと思います。

学校適正配置担当課長 ご指摘のところ、課題としては非常に重く受け止めています。実際に会場ではそういったご意見等が多く寄せられているところもありますので、どの程度の形でお示しをすることができるかどうかは、今後の検討の課題かと思っています。

委員長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、今後ともスケジュールに沿って、逐次説明会を開き、皆様方にいろいろ理解していただくようにしてください。次に「杉並区立小中学校適正配置計画第三者委員会の設置について」、学校適正配置担当課長からご説明願います。

学校適正配置担当課長 第三者委員会の設置について説明をいたします。本日、午前中に第1回を開催させていただいたところです。杉並区立小中学校適正配置計画についての公平性を確保するために、記載の区立小中学校適正配置計画第三者委員会を設置しました。「名称」、「所掌事項」は記載のとおりですが、所掌事項の中では、(1)本計画に関して区民等の意見及び説明会等における聴取した意見についての審議。(2)本計画に関する区民等の意見を踏まえた杉並区教育委員会への提言及びその公表。(3)本計画実施後の事後評価。それらを所掌事項として挙げています。

委員の名簿は記載のとおりです。公平な観点からご論議いただくことをお願いしたところです。「設置要綱」については、別紙のとおりです。なお、今日第1回が行われて、今日のところはいままでの答申から、第一次適正配置計画に至るまでの経過の説明が主でした。実質、これからの意見をお示しして、ご論議いただくのは2回目以降になるかと考えています。私からの説明は以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では、報告を承りました。次に、「平成16年度区立学校等室内空気中化学物質濃度検査の結果について」、学校運営課長よりお願いします。

学校運営課長 「平成16年度区立学校等室内空気中化学物質濃度検査の結果について」をご報告いたします。昨年度は、主に11月に実施をして、7月には5校のみ実施しました。その結果、4校で若干ホルムアルデヒドがオーバーした教室がありました。今年度は「学校環境衛生の基準」に則って夏季に実施するというので、非常に厳しい基準なのですが、5時間閉め切りの上、閉め切った状態で日中に測定するというので、全校実施しました。

対象となっているのは、小学校、中学校、養護学校の普通教室、音楽室、図工室または美術室、コンピュータ室、体育館の各5教室です。幼稚園は、塗装工事が一部あり、ホールで実施しまし

て、1園のみが保育室も一緒にやっています。

その検査の結果は、対象物質がホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの6種類です。基準値は、下記のとおりで、検査の結果は、ホルムアルデヒドを除く5物質については、すべての教室で基準値内の結果となりました。ホルムアルデヒドは性質上、接着剤や木材等の合板などから、5年から10年にわたって少しずつ放散される性質があります。気温が高くなると、放散の程度が高くなる性質があります。

ホルムアルデヒドのみの結果については、下記に記載のとおりですが、検査教室がそれぞれ小学校220、中学校115、養護学校5、幼稚園7、その内基準値0.08ppmをオーバーした教室がそれぞれ下記のとおりです。合計で48.4%、約5割の教室で基準値をオーバーしています。その内、基準値を1.5倍超過の教室が小学校50、中学校30ほかで、トータルで23.3%という状況でした。

小学校、中学校、養護学校それぞれの教室の種別で見ますと同じような傾向で、いちばん多かったのはパソコン室で、小学校35、中学校16。次に多かったのは音楽室。小学校27、中学校16という結果でした。この結果を踏まえて、基本的には基準値内でなければ使用できないという基準になっていますので、至急、夏休み中、また9月の検査日については、簡易検査ということで、職員が各教室を回り、オーバーした状況や換気の状態を確認した上で簡易検査を実施して、すべての教室で基準値内に収まりました。

先ほど申しました学校環境衛生の基準が、非常に過酷な状況で閉め切った状況です。今年は非常に夏が暑かったので、通常使用状態ではパソコン室、音楽室については、使用中は閉め切っていますが、休憩時間については開け放つことができるということで、そういった形での使用状態を再現して測定をした結果、基準以内に収まります。ですから、通常の教室の使用状態では安全であることを確認して、使用を開始するという進めてきました。

その後の対応としては、換気の励行ということで、先ほど申しました音楽室、パソコン室については、すべて換気装置を設置していこうということです。すでに平成15年度末までに音楽室は、小学校36教室、中学校22教室、パソコン室でも42、22とほぼ9割方の教室で換気装置が付いていましたが、それが十分に活用されていなかったという現状でした。一部ついていない教室もありましたので、平成16年度にそれぞれ小学校の音楽室5校、中学校1校、パソコン室は小学校2校、中学校1校ということで設置となりました。

残ってしまったのが、小学校の音楽室3校で、まだ換気装置が付いていません。そちらについては、平成17年度に対応していきたいと考えています。基本的には換気装置が付いているところは換気装置を回しながら、教室を使っていただく。基本的に普通教室、図工室等は開け放っての使用が可能ですので、休憩時間はもちろん、授業時間についてもなるべく換気を十分にした上で

使っていただくことを各学校に指導して、現在は安全な状況で使われています。報告は以上です。

委員長 ご質問等がありましたらお願いします。基準値の超過の原因は主にこういったことなのですか。先ほど現象として気温が上がればということを言われましたが。

学校運営課長 再検査の際に、基準オーバーした学校についてつぶさに調査してきましたが、第1に音楽室では、ピアノや楽器がたくさん置かれている教室について、数値が高い傾向がありました。パソコン室については、日中、授業時間中も閉め切っているという状況があり、特に窓際にパソコンを押しつけているような使い方をしているところがありましたので、今後は、パソコンの配置についても、窓際を少し空けて、窓がすぐに開けられるような状況で配置していきたいと考えています。

宮坂委員 音楽教室の楽器の多い所が、比較的基準値が高いという理由がよくわからないのですが。

学校運営課長 ホルムアルデヒドは、主に木材の接着に使われている物質に含まれているということです。楽器に使われるニスにも含まれているので、そういった意味で楽器からの放散がかなり考えられます。

委員長 いろいろな検査を実施したり、あるいはこの結果を読んでいく場合に、学校薬剤師や学校医などの参画を得ているのですか。

学校運営課長 化学物質の濃度検査については、業者に委託して実施していますが、その結果については学校薬剤師、また、学校保健会の中での代表の薬剤師にはご意見を頂戴しています。その中で、換気を十分にしていくのが、対応としてはいちばん好ましいことだということです。やはり、音楽室やパソコン室は閉め切った状態が多いものですから、特に休憩時に開けるようにと指導をいただいています。

委員長 ほかにありますか。では、対策をよろしくお願いします。次に学務課長関係で(4)「特色ある移動教室(中学校)の実施について」、(5)「平成17年度南伊豆健康学園入園児童募集日程について」、併せてご説明願います。

学務課長 2点ご報告をさせていただきます。1点目、「特色ある移動教室(中学校)の実施について」です。中学校については、ご案内のとおり2年生で、菅平での3泊4日のスキー教室を実施してきています。平成14年度末で菅平学園が廃止され、平成15年度、平成16年度については、菅平の旅館組合の施設を使っのスキー教室ということで、この間実施しているところです。

そして、平成17年度以降については、課題ということで、教育改革アクションプランにも取り上げていますが、特色ある移動教室を実施していくことになっています。1番の「目的」のところ、各学校の特色ある学校運営に資するとともに、当事者である生徒・保護者の意見を可能な限り校外学習に反映するという中で、各学校の権限と責任のもとで実施していこうというのが、

今後の基本的な考え方ということです。

具体的な「実施の骨格内容」ですが、大きく分けて5点あります。1点目としては、先ほど申し上げたとおり、学校の権限と責任のもとで行うということです。今後は学校事業にしていくということです。2点目も先ほどの目的と重なりますが、生徒及び保護者の意向を踏まえるように努めていく。3点目、当然教育課程に位置付けられた「学校行事」の目標に沿って、内容を決定していく。4点目、移動教室に要する公費負担については、現在の移動教室に係る予算額を維持することを基本とするということで、ちょうどいまで申しますと、菅平のスキー教室で大体2万4,000円ほど公費負担が出ています。そういう公費負担については、基本的に維持しながら、それぞれが行きたいご希望の所へ行っていただくということです。最後に5点目、事務については、今後は各学校で行っていくということです。いままでは教育委員会、学務課でやっていましたが、今度は学校に移してやっていこうということです。

3、「実施時期と経過措置」ですが、基本的に平成17年度から実施していこうということです。ただし、平成17年度については、すぐ各学校でやると申し上げましても、なかなか始まらないというのも現状です。そういう中で、いままでの学務課でやっていました3泊4泊の菅平のスキー教室を希望する場合は、それをやっていくという形にしています。平成17年度においては、23校中2校が、学務課で行う菅平のスキー教室以外の移動教室を検討しているということです。残りの21校は、従前の所でやるというような状況になっています。平成18年度以降については、それぞれの学校で考えていただくこととなりますので、先般調査を始めたところですが、それぞれの独自性を今後発揮していく、そういうことを期待していきたいと考えています。移動教室については以上です。

続きまして「平成17年度南伊豆健康学園入園児童募集日程について」です。平成17年度の健康学園実施については、前回の教育委員会でご報告をさせていただいたところです。それに従って、平成17年度の募集日程を記載のとおり定めさせていただきました。基本的に内容は例年と同一です。曜日等が若干変わる程度の内容と受け止めていただければと思います。参考として、現在の入園児童数は、11月に新たに2名入園があり、52名の入園という状況です。報告は以上です。

委員長 最初に、「特色ある移動教室（中学校）の実施について」、ご質問等ありましたらお願いします。

安本委員 特色ある移動教室をして、2万4,000円の予算額にプラスアルファが出た場合、学校が保護者と相談の上、決められるということですか。

学務課長 公費として出す額は、基本としてこれを維持します。例えば、それ以上にかかる所へ行く場合には、それは学校と保護者の方々に協議していただいた中で、保護者の負担が増える。ま

た逆に、それより費用のかからない所へ行くとすれば、保護者の方の負担が減る仕組みにしたいということです。

安本委員 いままで菅平では、プラスアルファは出ていたのですか。2万4,000円で納まっていたのですか。

学務課長 いままで、公費として出ているのが2万4,000円、保護者の負担が1万9,000円程でした。

安本委員 「従前と同じ内容である場合、学務課のもとで企画」ということなのですが、当然その他の学校と同じ考え方で、校長先生の権限、責任などは同じということですね。企画だけが学務課ということですね。

学務課長 基本的に、スキー教室に行くに当たっての実施内容は、骨格は学務課で定めます。ただし、それぞれ行った中での実施メニューは、各学校で考えていますので、そういうことでやっていくことになります。

安本委員 スキー教室以外の2校の移動教室でどちらにいらっしゃるのですか。

学務課長 いまの2校ですが、1つは別の場所へのスキー教室を考えています。もう1つはスキー教室に絡めて、冬の中での自然体験教育を併せてやりたいと聞いています。

委員長 ほかにありますか。ではよろしいようですので次に進めます。「平成17年度南伊豆健康学園入園児童募集日程について」、ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。ではご質問等がないようですのでお承りしたことにいたします。

以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。予定された日程がすべて終わりました。庶務課長、次回についてお願いします。

庶務課長 次回は11月10日(水)の定例会を変更し、11月8日(月)午後2時から定例会を開催させていただきます。

委員長 次回は11月8日(月)午後2時からにいたします。本日の会議をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。